

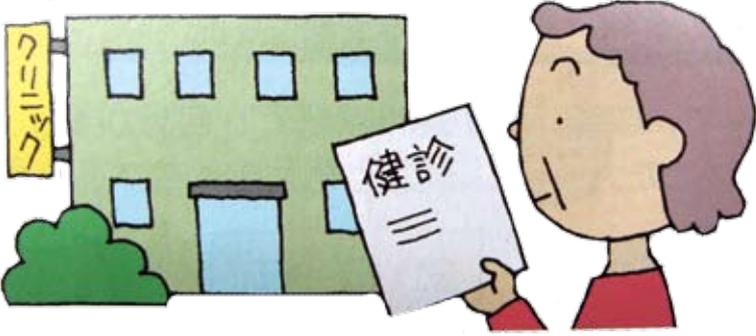
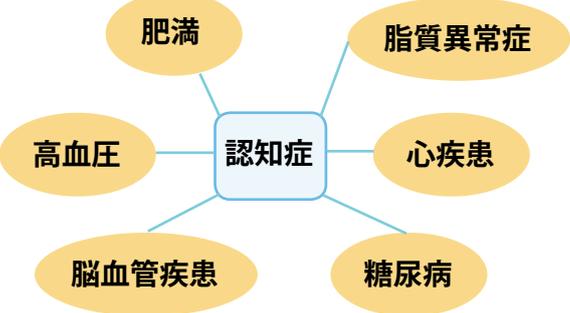
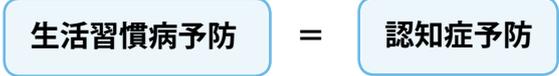


保健福祉課からのお知らせ

問 保健福祉課 健康増進係 ☎ 476-1111 (131)

◆『認知症予防のための生活ポイント～生活習慣病を放置しないようにしましょう～』【健康増進係】

『肥満』や『高血圧』、『糖尿病』、『脂質異常症』など生活習慣病がある人は認知症になりやすいことが、様々な研究で分かっています。逆に言えば、生活スタイルに気をつけ、生活習慣病にならない、悪化させないようにすることが認知症予防になります。生活習慣病は、自覚症状がない場合も多いため、病気の芽を放置しないために、年に一度の健診などは必ず受けましょう。さらに必要であれば精密検査を受け、きちんと治療を受けることが大事です。



住民環境課からのお知らせ

問 住民環境課 住民年金係 ☎ 476-1111 (126)

◆後納制度（国民年金保険料の納期限の延長）が始まります。【住民年金係】

国民年金制度は、20歳から60歳に到達するまでの40年の間に国民年金保険料を納めていただくことで満額の老齢基礎年金を受給することができます。

しかしながら、保険料を納められなかった期間がある場合や資格取得などの届出忘れにより国民年金の資格期間がない場合には、将来の年金受給額が少なくなったり、年金そのものが受給できなくなってしまうこと（保険料納付や免除等の合計が25年（300月）未満の場合）があります。

このような事態をさけるために、昨年、法律が改正され、平成24年10月1日から、国民年金保険料の納めることができる期間が過去2年から10年に延長となる後納制度が始まります。

具体的には、平成14年10月分以降の納められなかった保険料を納めることができますようになります。（注）ただし、すでに老齢基礎年金の受給権をお持ちの方は、納めることができませんので、ご注意願います。

なお、後納保険料を納付するためには事前にお申し込みいただき審査させていただくことになります。審査の結果、後納制度による納付をご利用いただけない場合があります。

詳しくは、下記『国民年金保険料専用ダイヤル』または鹿屋年金事務所へお問い合わせください。

（注）後納保険料を納付できる期間は、平成24年10月1日から平成27年9月30日までの3年間です。

『国民年金保険料専用ダイヤル』

鹿屋年金事務所

0570-011-050

0994-42-5121 (代表)

